告示

○総務省告示第百五十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行ったので、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
知夫村	第ＣＧ０００８５－００７９号	平成二十七年三月二十七日	島根県隠岐郡知夫村

○総務省告示第百五十五号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ジェイコム熊谷	株式会社ジェイコム北関東	第ＫＴ０１５３－０１５２号	平成二十七年一月一日	埼玉県深谷市、熊谷市の一部	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ふれあいチャンネル	第ＣＧ０００６６－００５９号	平成二十七年二月二十五日	広島県広島市中区、広島市西区、広島市安佐北区、広島市安芸区、広島市佐伯区、大竹市、廿日市市（旧吉和村を除く。）、安芸郡海田町の各一部	広島県広島市中区、広島市西区、広島市安佐北区、広島市安芸区、広島市佐伯区、大竹市、廿日市市、安芸郡海田町の各一部
株式会社テレビ津山	第ＣＧ０００４９－００７６号	平成二十七年三月三十一日	岡山県津山市、苫田郡鏡野町、苫田郡勝央町	岡山県津山市、苫田郡勝央町

○総務省告示第百五十六号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
野村港南台住宅地ＴＶ視聴会	第ＫＴ０２９０－００２８６号	平成二十七年一月十五日	神奈川県横浜市港南区野庭町、日野町、横浜市栄区鍛治ヶ谷町の各一部
清瀬市	第ＫＴ０００９９－００９９号	平成二十七年一月三十一日	東京都清瀬市元町１丁目７番地から１９番地、２丁目２番地、２丁目５番地、２丁目９番地、２丁目１０番地、２丁目１２番地から１６番地、２丁目１９番地から２１番地、埼玉県新座市新堀１丁目、２丁目、西堀２丁目
上田市	第ＳＥ００１８－００００号	平成二十七年三月三十一日	長野県上田市
上越市	第ＳＥ００４６－００４２号	平成二十七年三月三十一日	新潟県上越市

○総務省告示第百五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十条第六項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

第二条第五項に次のただし書を加える。

ただし、参議院合同選挙区選挙において、日本放送協会の設備により行うことができる政見放送の回数は、選挙区ごとにテレビジョン放送及びラジオ放送を通じて四回、基幹放送事業者の設備により行うことができる政見放送の回数は、選挙区の区域内の都道府県ごと（当該基幹放送事業者に係る放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域（第十三条において「放送対象地域」という。）の全部又は一部が当該選挙区の全部の区域を包含している場合は選挙区ごと）にテレビジョン放送及びラジオ放送を通じて四回とする。

第二条第六項中「二回」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあっては、選挙区ごとにそれぞれ二回）」を加え、同条第七項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）」を加え、同条第九項中「中央選挙管理会」の下に「、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第五条第一項中「政見放送」の下に「（政見の録音又は録画及び放送（録音又は録画を行わない場合にあっては放送）をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、参議院合同選挙区選挙における政見の録音又は録画の申込みは、放送局の設備の事情その他やむを得ない事由があるときを除くほか、基幹放送事業者の放送設備による場合にあっては第二条第七項の規定により定められた基幹放送事業者で参議院合同選挙区選挙管理委員会が当該選挙区の区域内の都道府県の当該基幹放送事業者の数その他の事情を考慮して都道府県ごとに定める基幹放送事業者（以下この条及び第七条第四項において「担当基幹放送事業者」という。）のうち候補者の選択する都道府県の担当基幹放送事業者に対してしなければならない。

第五条第七項に次のただし書を加える。

ただし、参議院合同選挙区選挙における政見の録音又は録画の申込みは、基幹放送事業者の放送設備による場合にあっては担当基幹放送事業者のうち候補者となろうとする者の選択する都道府県の担当基幹放送事業者に対してしなければならない。

第七条第四項中「基幹放送事業者」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあっては、候補者等の選択する都道府県の担当基幹放送事業者）」を加える。